

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案

- 財政法の特例として10か年度までの国庫債務負担行為を可能とする「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（通称：長期契約法）」（時限法）は、**令和5年度末で期限到来**
- 平成27年の同法制定からこれまで5件の契約が完了。**縮減効果は計726億円**
こうした歳出縮減の効果を踏まえれば、**同法による特例措置の継続は当然であり、同法の恒久化が必要不可欠**
- 仮に同法による特例措置が今後も継続された場合、来年度予算案では3件（※）の事業において**計798億円の縮減効果**がある見込み

（※） 令和6年度予算案対象事業



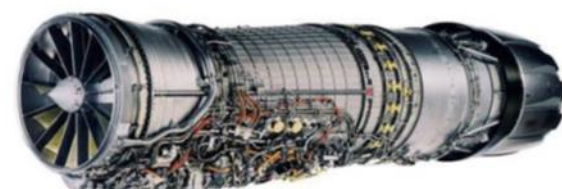
CH-47J/JAの購入

（8年契約）
縮減見込額383億円



PAC-2GEMの再保証

（6年契約）
縮減見込額307億円



F110エンジンの
維持部品包括契約

（6年契約）
縮減見込額108億円